

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会一般事業主行動計画

「共に生き、安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げる本会としては、職員自らの生活の安定と充実により、笑顔で市民に福祉サービスが提供できる活気ある職場環境づくりの実現に向け、全ての職員が仕事と家庭（子育て）を両立し、生き生きと働きがいをもって継続勤務できるような雇用環境の整備を行う。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間
2. 内 容

目 標 1 毎週水曜日の「ノー残業デイ」の徹底と所定外労働時間の削減を職員へ周知する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

- 令和2年5月～ 全職員へ再度「ノー残業デイ」の徹底と所定外労働時間の削減を周知するとともに、各部署における問題点の検討を行う
- 令和2年10月～ 各部署における問題点を、職場内で共有し課題解決に向け話し合いを行う。（事務事業の見直しを積極的に行う。）

目 標 2 夏季特別休暇の非常勤職員への拡大を行い、完全取得に向け職員に周知する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

- 令和2年4月～ 夏季特別休暇について、該当職員に周知する。
- 令和2年6月～ 職員へ夏季特別休暇の完全取得および年次有給休暇の取得率を高めるため、職場内での周知を徹底する。（休暇を取得しやすい環境となるよう、課長会・主幹会議で徹底）

目 標 3 男性の育児参加・育児休業に関する研修および男性の育児休業取得を促すための周知を行う。

【目標を達成するための方策と実施時期】

- 令和2年7月～ 該当者の把握を行うと共に、周知内容の検討
- 令和2年10月～ 該当者に男性の育児休業等に関する周知を行う

目 標 4 育児休業や産前産後休暇制度の周知を図り、休業中および復職後の処遇に関する情報を提供する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

- 令和2年4月～ 職員に育児休業や産前産後休暇制度の情報を提供する内容検討
- 令和2年7月～ 職員に情報提供を行い、周知する